

徳島県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
つたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告
するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持
のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年一月二十三日から同年五月二
十三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和八年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社アリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一 番地一	西谷 康弘

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ津田本町店

所在地 徳島市津田本町四丁目四五一 一ほか

3 変更事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

変更前

縦覧に供する添付書類に示すとおり

収容台数

建物北側 一 台

建物敷地西側 三九台

変更後

縦覧に供する添付書類に示すとおり

収容台数

建物北側 九一台

駐輪場の位置及び収容台数

変更前

縦覧に供する添付書類に示すとおり

収容台数

建物北側 五 台

建物敷地西側 二 台

変更後

縦覧に供する添付書類に示すとおり

収容台数

建物北側 五 台

建物敷地西側 二 台

変更後

建物北側 七 台

(三) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置
変更前 縦覧に供する添付書類に示すとおり
容量

建物内西側 一二二立方メートル
建物内東側 一四立方メートル

(2) 位置
変更後 縦覧に供する添付書類に示すとおり
容量

建物内東側 一四立方メートル
建物内西側 一四立方メートル

(2) (1) 位置
変更後 縦覧に供する添付書類に示すとおり
容量

建物西側 一四立方メートル
建物内東側 一四立方メートル

(四) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	建物西側	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前九時	午前九時	午後十時
株式会社しまむら	午前九時	午後十時	午後十時
小売業者名	午前零時	午後十二時	午後十二時
株式会社ドラッグストアモリ	午前零時	午後十二時	午後十二時
株式会社しまむら	午前九時	午後十時	午後十時

(五) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 建物北側 午前八時四十五分から午後十時三十分まで

変更後 建物敷地西側 午前八時四十五分から午後十時三十分まで

変更後 建物北側 午前零時から午後十一時まで

変更前 建物北側 午前零時から午後十一時まで

変更後 建物北側 午前零時から午後十二時まで

変更後 建物北側 午前五時から午後十時まで

変更後 建物東側 午前零時から午後十二時まで

4 変更年月日
3の1から3まで 令和八年八月九日
3の4から6まで 令和八年三月二十八日

二 届出年月日 令和七年十二月八日

三 届出及び添付書類の縦覧

2　縦覧の期間　令和八年一月二十三日から同年五月二十三日まで

四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1　意見書の提出先

郵便番号七七　八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号　八八六一一一三三六七

2　意見書に記載すべき事項

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

意見の内容

意見を述べる理由

3　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。